

令和9年度 桑折町職員（社会人経験者）採用候補者試験案内

桑折町職員（社会人経験者）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政事務	若干名	町長部局等において、一般行政の事務に従事します。

2. 受験資格

- (1) 平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（学歴は問いません）
- (2) 民間企業等における職務経験を5年以上（令和8年7月末日現在）有する人
(注1) 民間企業等における職務経験には、会社員、団体職員、自営業者、公務員等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。
(注2) 職務経験が複数の場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限りません。
(注3) 連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。
(注4) 受験は、受験資格としての在職期間等の確認のため、合格発表後に職歴証明書等の提出ができる方に限りません。書類が提出できない場合や客観的に職歴が確認できない場合、虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の方法

次により行います。

- (1) 第1次試験
 - ① 職務能力試験
論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための試験を行います。（出題：60題）
 - ② 職務適応性検査
職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
- (2) 第2次試験
第1次試験合格者に対して行います。
 - ① 作文試験
職員として必要な表現能力について、作文試験（400字詰原稿用紙3枚程度）を行います。
 - ② 口述試験
主として人物について、個別面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和8年 9月20日(日)	受付 9:00～9:30 能力試験 10:00～11:00 適応性検査 11:15～11:35	福島市中町8番2号 福島県自治会館	10月上旬に役場前掲示場および町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者に合否を通知します。
第2次試験	令和8年 11月上旬	第1次試験合格者に通知します。		11月中旬に役場前掲示場および町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者に合否を通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によりますが、その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書の請求
申込書は、役場総務課にて交付します。また、町ホームページからダウンロードすることができます。
郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に赤で「社会人経験者試験申込書請求」と記入し、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込書に必要事項を記入して、桑折町役場総務課に提出してください。
 - ② 郵送による申込の場合
 - ア 封筒の表に赤で「社会人経験者試験申込」と記入し、「簡易書留」にて送付してください。
 - イ 受付後に受験票を返送しますので、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長形3号）を同封してください。
 - ③ 受験票に最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）を貼り、受験当日に持参してください。（受験票がない場合、受験票に写真がない場合は受験できません。）
- (3) 受付期間
令和8年7月15日（水）から8月14日（金）まで。（執務時間中に限ります。）
郵便による申込書提出の場合も、8月14日（金）までに到着したものに限ります。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、郵送等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接お出でください。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1か月間	桑折町役場総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがありますので、公共交通機関を利用してください。
- (3) この試験に関して不明な点は、桑折町役場総務課まで、問合せください。
郵便による問合せの場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒を同封してください。
- (4) 試験の申込・問合せ先
〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7
桑折町役場 総務課 Tel：024-582-2111 FAX：024-582-2479
メール：soumu@town.koori.fukushima.jp